

## 資料

# MOX工場事件暫定措置命令と ヴォルガ号事件船舶積放判決

青 木 隆／訳

はしがき

以下に訳出したのは、国際海洋法裁判所がここの一年ほどの間に行った二つの決定の邦語訳文である。

二〇〇一年一二月のMOX工場事件は、アイルランドが英国の核燃料再処理工場の操業の関連で暫定措置の命令を要請した事件である。手続面では、海洋法裁判所への提訴までの経緯やその管轄の基礎、関連する他の条約における紛争解決手続の存在などの点で、「みなみまぐろ事件」と共通の論点を含んでいる。内容面でも、「予防原則」のよきな国連海洋法条約採択より後に急速に発展した環境保護

に関する思想と法規則についての裁判所の姿勢に焦点を合わせる事が可能かもしれない。もっとも、本件では、紛争の本質は陸上の施設の稼働にあるのに、核燃料処理のプロセスから海洋に関わる部分を取り上げて手続が開始されたこと、従って、実際には海洋環境保護の紛争への関連性は間接的なものとどまることに留意しなければならぬ。

二〇〇二年一二月のヴォルガ号事件では、ロシアが原告として初めて海洋法裁判所の手続に登場し、オーストラリアが被告となった。争点が船舶積放のために抑留国に提供すべき保証の合理性であることは、従来のこの種の事件と変わりはない（これまでの船舶積放手続の展開について、

拙稿「国際海洋法裁判所の五年」本誌第七五巻二号参照)。目新しい点として指摘できるのは、争われたのが、抑留国の国内法制により釈放のために要求される措置のうち金銭支払以外のものを保証に含めることが許容されるか否かであった点であろう。

裁判所の動態への関心からは、MOX工場事件では全員一致の決定、そして、二つの事件に共通して、手続利用の先進国間への広がりを目点として指摘できる。

これまで本誌に掲載された拙訳と同様に、ITLOSのウェブサイトでインタナーネットを通じて入手した判決英語文(正文)を典拠とし、テキストの正確性について最終的な確認はしていないことをお断りしておきたい。なお、訳文中の「」は原文のままであり、原文にはない記述を訳者が補った箇所には( )を付した。また、同文の箇所は、重要と考えられる部分を除いて訳出を省略し、参照箇所を付記することとした。

## I MOX工場事件(アイルランド対連合王国) 暫定措置の要請 命令

裁判所は、

海洋法に関する国際連合条約(以下「条約」という。)  
第二九〇条及び裁判所規程(以下「規程」という。)第二一条、第二五条及び第二七条を考慮し、

裁判所規則(以下「規則」という。)第八九条及び第九〇条を考慮し、

アイルランドとグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国(以下「連合王国」という。)とが条約第二八七条により同一の紛争解決手続を受諾しておらず、よって、条約附属書VIIによる仲裁を受諾したものとみなされる事実を考慮し、

二〇〇一年一〇月二五日にアイルランドが連合王国に対して付託した「MOX(ウラン・プルトニウム混合酸化燃料)工場、放射性物質の国際移動及びアイリッシュ海の海洋環境に関する紛争において」条約附属書VIIによる仲裁手続を提起する通告と請求の陳述を考慮し、

二〇〇一年一〇月二五日にアイルランドが連合王国に付した条約附属書VIIによる仲裁裁判所が構成されるまでの間における暫定措置の要請を考慮し、

二〇〇一年一月九日にアイルランドが裁判所に提出し

た条約第二九〇条5による暫定措置の命令の要請を考慮して、

次のとおり命令する。

(手続)

- 1 アイランド及び連合王国は、条約締約国であるので、
- 2 二〇〇一年一月九日、アイランドは、アイランドと連合王国との間の「MOX工場、放射性物質の国際移動及びアイリッシュ海の海洋環境保護に関する紛争において」条約第二九〇条5による暫定措置の命令の要請を裁判所書記にファクシミリにより提出したので、
- 3 要請の謄本は、同日、ロンドンの連合王国外務連邦省外務連邦大臣に送達され、二〇〇一年一月一二日にドイツ駐劄連合王国大使にも託されたので、
- 4 二〇〇一年一月九日、書記は、アイランド代理人として主任検察官デイヴィド・J・オホーガン氏の任命を、連合王国代理人として外務連邦省法律顧問マイケル・ウツド氏の任命を通報されたので、
- 5 要請の原本及び援用書類は、二〇〇一年一月一二日に提出され、同日、その認証謄本が連合王国代理人に送付

されたので、

- 6 二〇〇一年一月一二日、アイランド代理人は、要請第七項及び第八項に修正を提案し、連合王国代理人は、規則第六五条4に従って、この修正が行われることに異議がないことを通報したので、

- 7 裁判所長は、規則第九〇条2に従って、二〇〇一年一月一三日命令により、弁論の期日を二〇〇一年一月九日及び二〇日に定め、その通告は直ちに当事者に伝達されたので、

- 8 裁判所は、裁判官席にアイランド国籍を有する裁判官を有さず、アイランドは、規程第一七条2に従って、本件に特別選任裁判官として参加するためメキシコ国籍のアルベルト・スゼケリ氏を選任したので、

- 9 連合王国よりスゼケリ氏の特別選任裁判官としての選任に対して異議が提起されず、裁判所自体にも問題はなかったため、スゼケリ氏は、二〇〇一年一月一八日に開かれた公開廷において規則第九条の求める厳粛な宣言を行った後、手続に参加することを許されたので、

- 10 国連事務総長は、一九九七年二月一八日の国際連合と国際海洋法裁判所の協力及び関係に関する協定に従って、書記により二〇〇一年一月九日に要請の通報を受け、条

約締約国は、規程第二四条 3 により、書記による二〇〇一年一月一三日付口上書によって要請の通報を受けたので、  
 11 裁判所長は、二〇〇一年一月一四日に規則第七三条に従って弁論のための手続に関する当事者の見解を確認したので、

12 二〇〇一年一月一五日に、連合王国は、その応答声明書をファクシミリにより書記局に提出し、その謄本は、同日にアイルランド代理人に送付され、応答声明書の認証謄本は同日にアイルランド代理人に伝書使により送付されたので、

13 二〇〇一年一月一六日、連合王国代理人は、応答声明書第一九二項に修正を提案し、アイルランド代理人は、規則第六五条 4 に従って、この修正が行われることに異議がないことを通報したので

14 二〇〇一年一月一八日、連合王国代理人は、応答声明書第一九〇項に修正を提案し、アイルランド代理人は、規則第六五条 4 に従って、この修正が行われることに異議がないことを表明しつつ、修正提案の内容に関する立場を留保したので、

15 裁判所は、規則第六八条により、二〇〇一年一月一八日に訴答書面及び事件の指揮に関する冒頭評議を開催し

たので、

16 追加文書が、二〇〇一年一月一七日、一九日及び二〇日にアイルランドにより、同一八日及び二〇日に連合王国により提出され、それらの謄本は各日に他の当事者に送付されたので、

17 裁判所長は、二〇〇一年一月一九日に、規則第四五条に従って、当事者代理人と協議を行ったので、

18 弁論の開始に先立って、当事者は、「裁判所における立論の準備及び提出に関する指針」第一四項に従って、書面を提出したので、

19 規則第六七条 2 に従って、要請及び応答声明書並びにその添付書類の謄本は、口頭手続開始の日から公開されたので、

20 口頭弁論は、二〇〇一年一月一九日及び二〇日に四度開催された公開廷において、次に掲げる者から行われたので、

アイルランドの名において

代理人

デイヴィッド・オホーガン氏 首席訟務官

補佐人兼弁護士

マイケル・マクドウェル氏 司法長官 補佐人

イオガン・フィツシモンズ氏 アイルランド弁護士  
フィリップ・サンズ氏 ロンドン大学教授  
ヴォーン・ロウ氏 オクスフォード大学教授  
連合王国の名において

代理人

マイケル・ウッド氏 外務連邦省法律顧問

補佐人

ゴールドスミス卿 法務総裁 英弁護士

リチャード・ブレンター氏 英弁護士

ダニエル・ベスレヘム氏 ケンブリッジ大学

サミュエル・ワーズワース氏 英弁護士

21 口頭弁論中に多くの文書が、ヴィデオ・モニタ上に表示されたので、

22 二〇〇一年一月二〇日、裁判所が当事者に特に取り組むことを望む論点及び争点代理人に通報されたので、

23 アイルランド代理人は、二〇〇一年一月二〇日の弁論中に、アイルランドが前項にいう質問に書面による回答の提出が認められることを求め、裁判所長がこの要請を認めたので、

24 連合王国代理人は、二〇〇一年一月二〇日の弁論中に、第22項にいう質問に口頭で回答したので、

25 アイルランド代理人は、二〇〇一年一月二日、第22項にいう質問に対する書面による回答を、同二日及び二三日に追加の文書を提出し、連合王国代理人が同二三日にアイルランドの書面による回答に対する論評を提出したので、

(当事者の主張)

26 二〇〇一年一〇月二五日付通告及び請求の陳述書において、アイルランドは、附属書VIIにより構成される仲裁裁判所(以下「附属書VII仲裁裁判所」という。)に次の判決を求めたので、

1) 連合王国は、MOX工場の認可に関連して国連海洋法条約第一九二条及び第一九三条、第一九四条、第二〇七条並びに／又は第二二一条及び第二二三条に基づく義務に違反した(1)MOX工場からの放射性物質及び廃棄物の意図的な排出、(2)MOX工場及び／若しくはMOX工場に関連する国際的移動からの放射性物質及び／若しくは廃棄物の事故による放出並びに／又は(3)MOX工場及び／若しくはMOX工場に関連する国際的移動からの放射性物質及び／若しくは廃棄物のテロ行為の結果による放出からアイリッシュ海の海洋環境

の汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な措置をとることを怠ることを含む。)

- 2) 連合王国は、(1)MOX工場及びMOX工場に関連する放射性物質の国際的移動に対するテロ攻撃の危険を正当に又はまったく評価しないで、並びに／又は(2)MOX工場及びMOX工場に関連する放射性廃棄物の国際的移動に対するテロ攻撃に包括的対応戦略を準備し、又は防止し、封じ込め及び対応する計画を正当に又はまったく行わないことにより、国連海洋法条約第一九二条及び第一九三条、第一九四条、第二〇七条並びに／又は第二一二条及び第二一三条に基づく義務に違反した。

- 3) 連合王国は、MOX工場の認可に関連して、国連海洋法条約第一二三条及び第一九七条の義務に違反し、就中、アイルランドとの情報の共有を拒否し、MOX工場及び関連する活動の海洋環境に対する影響の適正な環境評価の実施を拒否し、情報へのアクセスに関する紛争の解決に関する手続が継続中であるにもかかわらず、MOX工場の操業を許可するに及んで、アイルシユ海の海洋環境の保護において、アイルランドとの協力を怠った。

- 4) 連合王国は、次に掲げることによって、MOX工場の認可に関連して海洋法条約第二〇六条の義務に違反した。

(a)一九九三年環境声明書により、アイルシユ海の海洋環境に対するMOX工場操業の潜在的影響を適正かつ完全に評価することを怠ったこと、

(b)一九九三年環境声明書公表以来、一九九三年以後特に一九九八年以降生じてきた事実及び法の発展に照らして、MOX工場操業の海洋環境に対する潜在的影響を評価することを怠ったこと、

(c)MOX工場並びにMOX工場に搬入及び搬出される放射性物質の国際的移動のアイルシユ海の海洋環境への潜在的影響の評価を怠ったこと

(d)MOX工場並びにMOX工場に出入りする放射性物質の国際的移動に対するテロ攻撃から生じるアイルシユ海の海洋環境への潜在的影響の危険の評価を怠ったこと。

- 5) 連合王国は、(1)MOX工場の操業及び関連する放射性物質の国際的移動の環境に対する影響の適正な評価が実施され、(2)MOX工場の操業及び関連する放射性物質の国際的移動がアイルシユ海の海洋環境に直接又

は間接に放射性物質（廃棄物を含む。）の故意の排出をもたらさないことが証明され、かつ、(3)MOX工場及び工場と関連する放射性物質の国際的移動に対するテロ攻撃を防止し、封じ込め及び対応する包括的戦略又は計画がアイルランドと合意され共同で採択されるときまで、(a)MOX工場の操業及び／又は(b)MOX工場の操業若しくはMOX工場の操業に伴ういかなる準備若しくは他の活動に関連する放射性物質の連合王国からの若しくは連合王国への国際的移動を許可し又は防止を怠つてはならない。

6) 連合王国はアイルランドの手續費用を負担する。

27 二〇〇一年一月九日付裁判所宛要請によりアイルランドにより要請された暫定措置は、次のとおりなので、  
 (1)連合王国は、二〇〇一年一月三日付のMOX工場の認可を停止し、又は、MOX工場操業の直接的影響を防止するために必要な措置をとる。

(2)連合王国は直ちに、MOX工場の操業又は操業の準備のための活動に関連する放射性物質、材料又は廃棄物が連合王国が主権を有し又は主権的権利を行使する水域に出入りしないことを確保するための措置をとる。

(3)連合王国は、附属書VII仲裁に付された紛争が重大化し、

拡大し又は解決が困難になることのあるいかなる行動も行わないことを確保する（アイルランドはここに、紛争を重大化し、拡大し又は解決を困難にしないよう行動することに合意する。）。

(4)連合王国は、附属書VII仲裁が下すことのある本案に関する決定の実施に関してアイルランドが有する権利を害することあるいかなる行動も行わないことを確保する（アイルランドは、同様に連合王国に対して同様の行動を行わない。）。

28 連合王国により応答声明書において提出された申立は、次のとおりであるので、

連合王国は、国際海洋法裁判所に次のとおり要請する。

(1)アイルランドの暫定措置の要請を却下する。

(2)アイルランドに英国の手續費用の負担を命じる。

29 アイルランドは、二〇〇一年一月二〇日に開催された公開廷における最終申立において、裁判所が次の暫定措置を定めることを要請したので、

(1)二〇〇一年一月三日のMOX工場の認可を即時に停止するか又はMOX工場の操業の直接的影響を防止するために必要な他の措置をとること

(2)連合王国は直ちに、MOX工場の操業又は操業の準備

のための活動に関連する放射性物質、材料又は廃棄物が連合王国が主権を有し又は主権的権利を行使する水域に出入りしないことを確保するための措置をとること

(3) 連合王国は、附属書 VII 裁判所に付された紛争が重大化し、拡大し又は解決が困難になることのあるいかなる行動も行わないことを確保する（アイルランドはここに、紛争を重大化し、拡大し又は解決を困難にしないよう行動することに合意する。）

(4) 連合王国は、附属書 VII 裁判所が下すことのある本案に関する決定の実施に関してアイルランドが有する権利を害することのあるいかなる行動も行わないことを確保する（アイルランドは、同様に連合王国に対して同様の行動を行わない。）

30 連合王国は、二〇〇一年一月二〇日に開催された公開廷において、次の最終申立を提出したので、

連合王国は、国際海洋法裁判所に次のことを要請する。

- (1) アイルランドの暫定措置の要請を却下すること
- (2) アイルランドに英国の手續費用の負担を命じること

〔裁判所の管轄権〕

31 条約第二八七条に従って、アイルランドは、二〇〇一年一月二五日に、「MOX工場、放射性物質の国際移動及びアイリッシュ海の海洋環境の保護に関する紛争において」連合王国に対して、附属書 VII 仲裁裁判所に手続を提起したことを考慮し、

32 アイルランドは、二〇〇一年一月二五日に、紛争の附属書 VII 仲裁裁判所への付託及び暫定措置の要請を連合王国に通告したことを考慮し、

33 二〇〇一年一月九日に、条約第二九〇条 5 に定める二週間の期間が満了してから、附属書 VII 仲裁裁判所が構成されるまでの間、アイルランドは、裁判所に暫定措置の要請を付託したことを考慮し、

34 条約第二九〇条 5 の関連部分は、次のように規定することを考慮し、

この節の規定に従って紛争の付託される仲裁裁判所が構成されるまでの間、紛争当事国が合意する裁判所又は暫定措置に対する要請が行われた日から二週間以内に紛争当事国が合意しない場合には国際海洋法裁判所は、構成される裁判所が紛争について管轄権を有すると推定し、かつ、事態の緊急性により必要と認める場合には、この条の規定に基づき暫定措置を定め、修正し又は取り消すことができる。

35 裁判所は、条約第二九〇条5により暫定措置を定める前に附属書VII仲裁裁判所が管轄権を有すると推定されると認めなければならないことを考慮し、

36 アイルランドは、連合王国との紛争が条約の若干の規定(就中、第一二三条、第一九二条から第一九四条まで、第一九七条、第二〇六条、第二〇七条、第二二一条から第二二三条までを含む。)の解釈及び適用に関わると主張することを考慮し、

37 アイルランドは、附属書VII仲裁裁判所の管轄権の基礎として、次のように定める条約第二八八条1を援用したことを考慮して、

第二八七条に定める裁判所は、この条約の解釈又は適用に関する紛争であつてこの部の規定に従つて付託されるものについて管轄権を有する。

38 連合王国は、アイルランドが次のように定める条約二八二条に鑑み、附属書VII仲裁裁判所に付託を行うことを排除されていると主張することを考慮し、

この条約の解釈又は適用に関する紛争の当事者である締約国が、一般的な、地域的な又は二国間の協定その他の方法によつて、いずれかの紛争当事者の要請により拘束力を有する決定を伴う手続に紛争を付することについて合意した場合に

は、当該手続は、紛争当事者が別段の合意をしない限り、この部に定める手続の代わりに適用される。

39 連合王国は、アイルランドが不満を持つ事項が紛争解決の代替的な拘束力ある手段を定める地域協定により規律され、実際にかかる代替的裁判所に付託されたか又は付託されようとしていると主張することを考慮し、

40 連合王国は、アイルランドが北東大西洋の海洋環境の保護のための一九九二年条約(以下「OSPAR条約」という。)第三二条により「MOX工場計画の経済的「正当化」に関連してOSPAR条約第九条による情報へのアクセスに関して」アイルランドと連合王国との間の紛争を仲裁裁判(以下、「OSPAR仲裁裁判所」という。)に付託した事実而言及したことを考慮して、

41 連合王国はさらに、アイルランドの不満のいくつかの局面は欧州共同体を設立する条約(以下、「EC条約」という。)若しくは欧州原子力共同体を設立する条約(以下、「ユーラトム条約」という。)及びその下で発せられる指令により規律され、これらの条約の締約国は条約及び指令の不遵守の主張に関する締約国間の紛争を解決する排他的管轄権を欧州共同体司法裁判所に賦与していると述べたことを考慮し、

- 42 連合王国はまた、アイルランドが EC 条約及びユーラトム条約の下で生じる義務の英国による違反の主張に関して別個の手続を開始する意思を公にしていると述べたことを考慮し、
- 43 連合王国は、附属書 VII 仲裁裁判所に付託した紛争の主要な要素が OSPAR 条約又は EC 条約若しくはユーラトム条約の強制的紛争解決手続により規律されると主張することを考慮し、
- 44 連合王国は、以上の理由により、附属書 VII 仲裁裁判所が管轄権を有さず、よつて、本裁判所は条約第二九〇条 5 により暫定措置を定める権限がないと主張することを考慮し、
- 45 アイルランドは、紛争が条約の解釈又は適用に関わり、OSPAR 条約又は EC 条約若しくはユーラトム条約のいずれの解釈又は適用にも関連しないと主張することを考慮し、
- 46 アイルランドはさらに、OSPAR 仲裁裁判所又は欧州共同体司法裁判所のいずれも附属書 VII 仲裁裁判所において争われる事項のすべてに及ぶ管轄権を有さないと述べることを考慮し、
- 47 アイルランドはさらに、条約、OSPAR 条約、EC 条約及びユーラトム条約による権利及び義務が累積的であり、アイルランドはこれらすべての条約の締約国としてその選択に従って一部又は全部に依拠することができることを主張することを考慮し、
- 48 裁判所の見解によれば、条約第二八二条は条約が「条約の解釈又は適用」ということに関する紛争解決を規定する一般的、地域的又は二国間の協定に関わることを考慮し、
- 49 OSPAR 条約、EC 条約及びユーラトム条約の紛争解決手続は、それら条約の解釈又は適用に関する紛争を処理し、条約から生じる紛争を処理するのではないことを考慮し、
- 50 OSPAR 条約、EC 条約及びユーラトム条約が、条約に定められた権利又は義務と類似又は同一の権利又は義務を含むとしても、それら協定上の権利及び義務は、条約上のものとは別個に存在していることを考慮し、
- 51 異なる条約の同一又は類似の規定に対する条約解釈に関する国際法の規則の適用は、就中、各々の内容、趣旨及び目的、当事国の事後の慣行並びに準備作業を考慮すると、同一の結果に到達するとは限らないことを考慮し、
- 52 裁判所は、附属書 VII 仲裁裁判所における紛争は他の協定でなく条約の解釈適用に関わるため、条約上の紛争解決手続のみがかかる紛争に関連を有するとの見解を有するこ

- とを考慮し、
- 53 裁判所は、以上の理由により、条約第二八二条は、附属書VII仲裁裁判所が管轄権を有すると推定できるか否かを決定する目的上、附属書VII仲裁裁判所に付された紛争に適用はないと思考することを考慮し、
- 54 連合王国は、その見解によれば、紛争の解決に関する交渉または他の手段による意見の交換が行われていないため、条約第二八三条の要件が満たされていないと主張することを考慮し、
- 55 条約第二八三条は、次のように定めることを考慮し、
- 1 この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生ずる場合には、紛争当事者は、交渉その他の平和的手段による紛争の解決について速やかに意見の交換を行う。
  - 2 紛争当事者は、紛争の解決のための手続が解決をもたらさずに終了したとき又は解決が得られた場合においてその実施の方法につき更に協議が必要であるときは、速やかに意見の交換を行う。
- 56 連合王国は、アイルランドと連合王国との間の通信は条約上生じたとされる紛争に関する意見の交換に相当しないと主張することを考慮し、
- 57 連合王国はさらに、自らの条約第二八三条による意見の交換の要請がアイルランドに受け入れられなかったと主張することを考慮し、
- 58 アイルランドは、その一九九九年七月三〇日付書簡において既に条約上の紛争に対して連合王国の注意を喚起し、その後、紛争の附属書VII仲裁裁判所への付託に至るまでの問題に関する文書の交換が行われてきたと主張することを考慮し、
- 59 アイルランドは、連合王国がMOX工場の認可の即時停止及び関連する国際運送の停止を考慮する用意を示さなかった後に初めて、紛争を附属書VII仲裁裁判所に付したと主張することを考慮し、
- 60 裁判所の見解によれば、締約国は、合意に到達する可能性が尽きたと判断したときに、意見の交換を継続する義務を負わないことを考慮し、
- 61 裁判所の見解によれば、アイルランドが援用した条約規定は附属書VII仲裁裁判所の管轄権が根拠としうる基礎を与えていると見られることを考慮し、
- 62 以上の理由により、裁判所は、附属書VII仲裁裁判所が紛争に対する管轄権を有すると推定できると認定することを考慮し、

〔命令の許容性と要因〕

- 63 条約第二九〇条1の規定により、裁判所は、各紛争当事者の権利を保全し又は海洋環境に対する重大な害を防止するために暫定措置を定めることができることを考慮し、
- 64 条約第二九〇条5によれば、暫定措置は、附属書VII仲裁裁判所が構成されるまでの間、裁判所が、いずれかの当事者の権利を害するか又は海洋環境への重大な害を引き起こす行動が附属書VII仲裁裁判所の構成以前に行われる虞がある (likely) という意味における、事態の緊急性により必要と認める場合に定めることができることを考慮し、
- 65 裁判所は、よって、附属書VII仲裁裁判所が構成されるまでの間、暫定措置が必要であるか否かを決定しなければならぬことを考慮し、
- 66 条約第二九〇条5によれば、附属書VII仲裁裁判所は、構成されれば、本裁判所により定められたいかなる暫定措置も修正し、取り消し又は維持することができることを考慮し、
- 67 アイルランドは、英国が条約によるその義務を履行しないままMOX工場がその操業を開始した場合には、条約のいくつかの規定、特に第一二三条、第一九二条から第一九四条まで、第一九七条、第二〇六条、第二〇七条及び第二一二条から二一三条までに基づくその権利が、回復しがたく侵害されると主張することを考慮し、
- 68 アイルランドはさらに、いったんブルトニウムがMOX工場に搬入され、その操業が開始されれば、海洋環境への排出が回復しがたい結果をもたらすことになることを主張することを考慮し、
- 69 アイルランドはさらに、工場が操業状態に入った場合には、工場の操業によるか、運転中の事故、テロ攻撃その他の原因によるかを問わず、放射能漏れ及び放散の危険が格段に増大すると主張することを考慮して、
- 70 アイルランドは、工場の作動は、実際の観点からは、それ自体、ほぼ復元不可能な措置であり、単にブルトニウムの装置への供給を停止するだけでは、MOX工場作動以前に存在した状態への復帰が可能ではないと主張することを考慮し、
- 71 アイルランドは、英国には予防原則により、排出その他MOX工場が進行した際のその操業の結果から害が生じないことを証明する責任が課されており、また、この原則が、MOX工場の操業に関してとることを求められる措置の緊急性についての裁判所による評価に有益な情報をもたらしうると主張することを考慮し、

- 72 連合王国は、MOX工場の操業からの汚染の危険があるとしても微小であることを立証する証拠を提出している」と主張することを考慮し、
- 73 連合王国は、二〇〇一年一月二〇日前後のMOX工場の始動は、附属書VII仲裁裁判所の構成以前の期間中又はいつでも、海洋環境に対する重大な害又はアイルランドの権利への回復不能な侵害をもたらすことはない」と主張することを考慮し、
- 74 連合王国は、アイルランドが附属書VII仲裁裁判所におけるその請求に成功したとしても、MOX工場の始動とブルトニウムの装置への導入のいずれも、運転停止は工場の操業者に技術上及び財政上の問題をもたらすことはあっても、復元可能ではない」と主張することを考慮し、
- 75 連合王国は、アイルランドがMOX工場の操業の結果アイルランドの権利に対する回復不能な侵害又は海洋環境への重大な害のいずれかが生じることの証拠を提出しておらず、本件の事実について、予防原則は適用がないと主張していることを考慮し、
- 76 連合王国は、MOX燃料の製造がもたらす安全上の危険は無視できるものであり、セラフィールド・サイトの保護に関して徹底的な安全上の予防策を講じていると述べることを考慮し、
- 77 連合王国は、附属書VII仲裁裁判所の構成に関して短時間のうちにアイルランドと合意を達成すること希望すると述べることを考慮し、
- 78 連合王国は、二〇〇一年一月二〇日の公開廷において、「MOX工場の始動の結果としてセラフィールドを出入りする放射性物質の追加的な海上輸送はない」と述べたことを考慮し、
- 79 連合王国はさらに、同じ公開廷において、「二〇〇二年夏まで工場からMOX燃料が輸出されることはない」と及び「同じ期間内に、MOX工場への転換 (conversion) のための契約により、THORP (連合王国の核燃料再処理施設) 工場への使用済核燃料の輸入がない」ことを述べ、さらに「夏」の語は「一月」とすると説明したことを考慮し、
- 80 裁判所は、第78項及び第79項に特定した連合王国が与えた保証を記録にとどめたことを考慮し、
- 81 本件の事情において、裁判所は、事態の緊急性は附属書VII仲裁裁判所が構成されるまでの短期間にアイルランドが要請した暫定措置の命令を必要とするとは認めないことを考慮し、

82 しかしながら、協力する義務は条約第一二部及び一般国際法による海洋環境の保護における根本原則であり、裁判所が条約第二九〇条により保全に相当であると考えることのできる権利がそこから生じることを考慮し、

83 規則第八九条 5 により、裁判所は要請されたものと全部又は部分的に異なる措置を命じることができるとを考慮し、

84 裁判所の見解によれば、節度及び注意は、アイルランド及び連合王国が M O X 工場の操業のもつ危険又は効果に関する情報の交換並びに、適当な場合には、それを処理する方法の案出に協力することを要求することを考慮し、

85 アイルランド及び連合王国は、附属書 VII 仲裁裁判所に付された紛争を重大化し又は拡大することのある行動がとられないことを確保するべきであることを考慮し、

86 規則第九五条 1 により、各当事者は、定められたいづれかの暫定措置の遵守に関する報告と情報を裁判所に提出することを求められることを考慮し、

87 裁判所は、暫定措置の履行に関するいっそうの情報を要請することが必要となることがあり、裁判所長が規則第九五条 2 によりかかる情報を要請する権限を付与されることが適当であることを考慮し、

88 本件において、裁判所は、規程第三四条に定めるように、当事者が各自の費用を負担するとの一般則から逸脱する必要を認めないことを考慮して、

(主文)

89 以上の理由により、

裁判所は、

1 全員一致で、

附属書 VII 仲裁裁判所による決定までの間、条約第二九〇条 5 により、次の暫定措置を定める。

アイルランド及び連合王国は、協力し、このために、次の目的のため直ちに協議を開始する。

(a) M O X 工場の始動から生じるアイリッシュ海に対するありうべき帰結に関するいっそうの情報を交換すること

(b) M O X 工場操業のアイリッシュ海に対する危険又は効果を監視すること

(c) 適当な場合には、M O X 工場操業から生じることのある海洋環境の汚染を防止するための措置を案出すること

2 全員一致で

各当事者は、可能な限り速やかにかつ二〇〇一年一月二七日までに、規則九五条1にいう最初の報告を提出しなければならぬことを決定し、また、裁判所長に同日以降自ら適当と考えるいっそうの報告及び情報を要請する権限を付与する。

3 全員一致で、

各当事者は、自己の費用を負担しなければならないと決定する。

二〇〇一年一月三日に自由ハンザ都市ハンブルグにとともに正文である英語及び仏語により三部作成し、一部を裁判所文書保管室に保存し、他をそれぞれアイルランド政府及び連合王国政府に送付する。

序

II ヴォルガ号事件（ロシア連邦対オーストラリア）船舶積放判決

〔手続〕

1 二〇〇二年一月二日、ロシア連邦（ロシア）により、

オーストラリア（豪）に対する海洋法に関する国際連合条約（以下、条約という。）条約第一九二条によるヴォルガ号（Volga）及びその乗員の積放に関する申立書がファクシミリにより海洋法裁判所書記に提出された。同日、ロシア外務省法務部次長バヴェル・グリゴレヴィッチ・ズベンコ氏がロシア代理人として行為する権限を与えるロシア外務次官の二〇〇二年一月二十九日付書簡がファクシミリにより送信された。申立書の謄本は、同日、裁判所書記の書簡により豪外務大臣に送達されるとともに、ドイツ駐豪大使に託された。

2 裁判所長は、裁判所規則（以下、規則という。）第一一二条3に従って、二〇〇二年一月二日命令により、申立てに関する弁論の期日を二〇〇二年一月二日及び一日に定めた。命令の通報は直ちに当事者に伝達された。

3 書記による二〇〇二年一月二日付口上書により、豪外務大臣は、豪の応答声明書は規則第一一二条4により弁論の九六時間前まで提出できることを通報された。

4 申立ては、総件簿に第一号事件として「ヴォルガ号事件（The “Volga” Case）」の件名で登載された。

5 二〇〇二年一月二日に、国連事務総長は、一九九七年一月一八日の国際連合と国際海洋法裁判所の協力及び

関係に関する協定に従って、書記により申立ての受領の通報を受けた。

6 二〇〇二年二月三日、ロシア代理人は申立書の訂正を裁判所に送信した。この訂正は、規則第六五条4の規定に従って裁判所長の許可により受理された。

7 条約の締約国は、裁判所規程（以下、規程という。）第二四条3により、書記による二〇〇二年二月三日付口上書によって申立ての通報を受けた。

8 二〇〇二年二月四日、ファクシミリ送信された豪外務大臣の書記宛書簡により、豪代理人として豪司法省国際法部第一部長補ウイリアム・マクファディアン・キャンベル氏の任命を通報された。書簡の原本は、二〇〇二年二月一日に配送者により送信された。

9 裁判所長は、裁判所規則第四五条及び第七三条に従って、二〇〇二年二月六日に両当事国代理人と電話協議し、各当事者の見解提出の順序及び時期並びに口頭手続中に提出する証拠に関するその見解を確認した。

10 二〇〇二年二月七日、ロシア代理人は第6項という訂正を加えた申立書の原本を配送者により提出した。第1項にいうロシア外務次官からの書簡の原本は、二〇〇二年二月一二日に配送者により送信された。

11 二〇〇二年二月七日に、豪政府は、応答声明書を出し、その謄本は、直ちにロシア代理人に発信された。

12 二〇〇二年二月一日に、ロシア代理人及び豪代理人は、規則第六三条1及び第六四条3に従って、書面提出を完了させるために文書を提出した。各当事者により提出された書類の謄本は、他の当事者に転送された。

13 豪は、二〇〇二年二月四日、裁判所規程第一七条2による特任裁判官として参加するため、豪シドニー大学教授イヴァン・シエアラ氏を選任する意図を裁判所に通報した。ロシア代理人は、書記の二〇〇二年二月四日付書簡によりシエアラ氏を特任裁判官に選任する豪の意思を直ちに通報され、二〇〇二年二月五日までに所見を提出するよう要請された

14 ロシアよりシエアラ氏の特別選任裁判官としての選任に対して異議が提起されず、裁判所自体にも問題はなかったため、シエアラ氏は、二〇〇二年二月一日に開かれた公廷において規則第九条の求める厳粛な宣言を行った後、手続に参加することを許された。

15 裁判所は、書面手続が終結し、弁論の開始に先立つ二〇〇二年二月一日に、裁判所規則第六八条に従って、その冒頭評議を行った。

- 16 二〇〇二年二月一日に、裁判所が当事者に行うことを望む質問のリストが各代理人に通知された。
- 17 二〇〇二年二月二日に、ロシア代理人は、ロシア共同代理人として外務省法律部長ヴァレリ・セルゲエヴィツ・クニヤツェフ及びモスクワ国立法律アカデミー国際法議長カミル・アブドウルピッチ・ベキアシェフ氏の任命を確認するロシア外務次官からの二〇〇二年二月五日付書簡を配送者により発信した。
- 18 二〇〇二年二月二日、書記は、同日付書簡により、在ドイツ豪大使館公使兼使節団次長ジョン・ラントリー氏の豪共同代理人としての任命を通知された。
- 19 二〇〇二年二月二日及び一三日、裁判所長は、規則第四五条に従って、当事国代理人と協議を行った。
- 20 口頭手続の開始に先立ち、ロシア代理人及び豪代理人は、「裁判所における立論の準備及び提出に関する指針」第一四項により求められる情報を伝達した。
- 21 裁判所規則第六七条<sup>2</sup>に従って、文書及びその添付書類の謄本は、口頭手続開始の日から公開された。
- 22 二〇〇二年二月二日、豪代理人は、追加の書類を提出した。規則第七一条に従って、これら文書の謄本は、他の当事者に送付された。
- 23 二〇〇二年二月一三日、第19項にいう協議により、豪代理人はハード島及びマクドナルド諸島周辺の豪排他的経済水域（EEZ）を示す地図を提出し、その謄本は他の当事者に送付された。
- 24 二〇〇二年二月一三日の弁論中に、豪は、追加書類を提出した。その書類の謄本は、規則第七一条に従って、他の当事者に送付された。二〇〇二年二月五日付書簡により、ロシアは、この文書の提出に異議を申し立てた。裁判所による決定により、同日付の書簡により、書記は、ロシア代理人に文書に関する論評を二〇〇二年二月一六日までに提示するよう要請した。ロシアは、期限までに論評を提出した。
- 25 二〇〇二年二月二日及び一三日に開かれた四度の公開廷において、次に掲げる者により口頭弁論が行われた。
- ロシアの名において
- 代理人 パヴェル・グリゴレヴィチ・ズベンコ氏  
補佐人 アンドリュウ・テトリイ氏  
ポール・デヴィッド氏
- 豪の名において
- 代理人 ウィリアム・キャンベル氏  
補佐人 ヘンリー・バメスタ氏

ジェイムズ・クロウフォード氏  
デヴィッド・ベネット氏

26 豪代理人は、口頭弁論中に、ヴィデオモニターに表示された多くの地図、海図、写真及び文書の抜粋を呈示した。  
27 二〇〇二年一月一三日に開かれた弁論において、豪補佐人は、第16項にいう質問に口頭で回答した。これらの回答は、後刻書面により提出された。

〔当事者の主張〕

28 ロシアの申立書及び豪の応答声明書において、当事者から次に掲げる申立が提出された。

ロシアの名において

原告は、国際海洋法裁判所（裁判所）に対し、次の宣言及び命令を求める。

- (a) 裁判所は、国連海洋法条約第二九二条により、申立てを受理する権限を有するとの宣言
- (b) 申立ては許容されるとの宣言
- (c) 被告は、ヴォルガ号及びその三人の高級船員の釈放のために原告の設定した条件は、第七三条2により許容されず、同項の文言に照らして合理的でない点において、同項に違反したとの宣言

(d) 被告は、ヴォルガ号並びにその高級船員及び乗員を、

その船主が五〇万豪ドルを超えない額又は裁判所がすべての事情に照らして合理的と認める額の保証金又は保証を提供した場合には、釈放するとの命令

(e) 前項にいう保証金又は保証の形式に関する命令

(f) 被告は、申立に関する原告の費用を支払うとの命令

豪の名において

応答声明書において

豪は、裁判所がロシアの申立1において求められた命令を行わないことを求める。被告は、裁判所が次の命令を行うことを求める。

(1) 豪によりヴォルガ号の釈放のために設定された保証金の水準及び条件並びに乗員の釈放のための保釈金の水準は、合理的である。

(2) 当事者は各自の手續費用を負担する。

29 規則第七五条2に従って、審理の終結に当たり、当事者から次に掲げる最終申立が行われた。

ロシアの名において

〔省略 申立書（上記第28項）と同文〕

豪の名において

被告の書面及び口頭の申立に掲げられた理由により、被告は裁判所が原告により行われた申立を却下することを求める。

### 事実背景

30 ヴォルガ号は、ロシアの国旗を掲げる延縄漁船である。その所有者は、ロシアに設立された会社「オルベルス社 (Olbers Co.Limited)」である。ヴォルガ号の船長は、ロシア国民であるアレクサンドル・ヴァシルコフであった。

31 登録証明書によれば、ヴォルガ号は、二〇〇〇年九月六日にタガンログ海洋漁港の国家船舶登録簿に登録された。二〇〇〇年十一月二十四日、ロシアは、ヴォルガ号に対し、就中、次のように定める漁業免許を与えた。

許可される活動類型…ロシアの大陸棚上及び排他的経済水域内、公海 (open sea) 並びに外国沿岸海域において行われる商業漁獲、すなわち、商業目的のために魚類その他の海洋動植物を漁獲すること。  
許可される活動類型を行うことのできる条件…漁業を規律する規則、国際協定の条件、安全航行の規則の遵守及び漁獲に関する標準情報の提供。  
免許の有効期間…三年

32 二〇〇二年二月七日二時三十分(世界標準時)四時三十分頃、ヴォルガ号は豪海軍のフリゲート艦キャンベラの軍用ヘリコプターからの軍人によって乗船された。乗船の時点では、ヴォルガ号は、豪領のハード島及びマクドナルド諸島のEEZの限界外に位置する南緯五一度三五分東経七八度四七分の地点にあった。

33 原告は、乗船以前には、該船が豪の内水、領海、接続水域又はEEZにある間、そのヘリコプターも豪の政府用の船舶又は航空機も該船に一度も停船を要求又は命令せず、また、そのヘリコプター又は政府用の船舶又は航空機からの通信も一度も受けていないと述べる。被告は、ヘリコプターから乗船を受けるべきことを示す放送が、豪EEZから逃走していると見られたヴォルガ号に対して行われ、当時キャンベラ船上において行われた計算では、ヴォルガ号はなお豪EEZ内にあることを示し、その後、いつそう詳細な計算から、最初の通信が行われた時点において該船はEEZの数百メートル外にあったことが判明したと主張する。

34 二〇〇二年二月七日、乗船の後にヴォルガ号船長は、キャンベラ司令官により、次のような押収通知を受けた。

押収通知

貴殿の船舶は、豪ハード島/マクドナルド諸島 E E Z において違法漁業を実行したことを決定する目的のため、豪海軍による乗船を受けた。

豪海軍士官及び豪漁業管理局職員は、貴殿の船舶が実際に E E Z において不法に漁業を行っていたと決定し、よつて、貴殿の船舶は豪一九九一年漁業管理法により押収される。海軍回航員が豪の港へ進行する命令を携えて貴殿の船舶に移乗することとし、貴殿は回航部隊担当者の命令に服従するよう指示される。

貴殿は、回航部隊担当者の指示に服することを条件として、貴殿の船舶の指揮を維持することとなる。以上は、最も安全かつ迅速な方法により実施され、その達成のための貴殿の協力が要請される。

35 ヴォルガ号は、押収された後、ウェスタン・オーストラリアのフリーマントルに護送され、二〇〇二年二月九日に到着した。同日、ヴォルガ号船長及び乗員は、勾留期間中に一九九一年漁業管理法第九九条、第一〇〇条、第一〇一条、第一〇一 A 条又は第一〇一条 B 条に対する違反を犯したか否かを決定するため、同法に基づいて発行された勾留通知により勾留された。

36 二〇〇二年二月二〇日、次のような押収通知が船長に送達された。

ヴォルガ号船長に対し、私トマス・J・モリスは、一九九一年漁業管理法第四条に定める公務員として、ここに同法第一〇六 C 条により、下記の物が押収されたことを通知する。

1 ヴォルガ号(すべての漁網、仕掛及び装備並びに漁獲物を含む)。

上記は、物の所有者又は物をその押収の直前まで占有、管理若しくは支配していた者が、本通知の日から三〇日以内に豪漁業管理局長宛に物について英語の書面による請求を行わない限り没収される。

書面による請求は、豪漁業管理局局長に対して行われなければならない。

……

37 保証金賦課のために豪当局の指示により準備された二〇〇二年二月二七日付評価報告によれば、ヴォルガ号が一〇〇万米ドル、燃料、機械油及び装備の総額が一四万七四六〇豪ドルと評価された。

38 二〇〇二年三月六日、全員スペイン国籍である首席航海士、漁労長及び漁業操舵手(以下「三乗員」という。)が、ウェスタン・オーストラリアの簡易刑事裁判所 (the Court of Petty Sessions) に、以下の起訴犯罪により訴追された。

二〇〇二年二月七日頃、「三乗員」は、一九九一年漁業管理

法第一〇〇条2に違反して、豪漁業水域一AFZ一内の地点において、外国漁船ヴォルカ号を、同地点における該船の使用を許可する有効な外国漁業免許がないのに、商業漁業に使用した。

39 一九九一年漁業管理法第一〇〇条は、次のように定め

- AFZにおける漁業のための外国船の使用―厳格責任犯罪
- (1) 次に掲げる場合を除くほか、AFZ内の地点において、外国船を商業漁業に使用してはならない。
- (a) かかる地点において外国船の使用を許可する外国漁業免許が有効である場合
- (b) 船が条約船である場合―当該船に関しかかる地点における外国船の使用を許可する条約免許が有効である場合
- (2) 前項に違反した者は、二五〇〇刑罰単位以下の罰金による処罰可能な罪につき行罪とされる。
- (2A) 前項には、厳格責任が適用される。
- (3) 本条に対する違反は、起訴犯罪とする。但し、検察官と被告人との合意がある場合、簡易裁判所により審理及び判決を行うことができる。
- (4) 罪が簡易裁判所によって処理される場合には、簡易裁判所の科すことのできる刑罰は、二五〇刑罰単位以下とする。
- 40 刑罰単位は、豪一九一四年犯罪法第四AAA条において
- 一一〇豪ドルを意味すると定められている。

41 三乗員は、二〇〇二年三月六日命令により、各現金七万五〇〇〇豪ドルを預託すること、豪漁業管理局（AFMA）の漁業監督官が承認する場所に居住すること、すべての旅券及び船員書類をAFMAに提出すること、並びに、ウェスタン・オーストラリアのパス市街地から離れないことを条件に保釈が認められた。他のヴォルガ号乗員は、罪に問われなかったため、船主の代理人がそれぞれの出身国への帰還を手配した。

42 ヴォルガ号の船主は、二〇〇二年三月二三日頃、三乗員のために総額二二万五〇〇〇豪ドルの保釈金を裁判所に預託した。これに先立つ二〇〇二年三月一六日に、ヴォルガ号船長は、豪の病院において死亡した。彼は、生前、いかなる罪にも問われていなかった。

43 二〇〇二年五月三日、三乗員は、帰された罪責についての審理を待つ間、一定の条件の下にスペインに帰国できるようにするため、保釈条件の変更を得た。

44 二〇〇二年六月一四日、ウェスタン・オーストラリア最高裁判所（ホイラー判事）は、連邦検事長による上訴に基づき、二〇〇二年五月三日に課された保釈金の変更を命じ、既存の七万五〇〇〇豪ドルに加えて、三乗員の各々に関して二七万五〇〇〇豪ドルの保釈金を要求した。

この決定に対して、上訴が行われた。

45 二〇〇二年八月二三日、漁労長に対して漁業管理法第一〇〇条に基づく新たな罪が加えられ、この罪に関して簡易裁判所により新たに二万豪ドルの保釈金が定められた。船主は、二〇〇二年八月二七日にこの追加分を支払った。

46 本裁判所による本件審理の開始後、豪代理人は、二〇〇二年二月一七日付書簡により、二〇〇二年二月十六日にウェスタン・オーストラリア最高裁判所大法廷が三乗員によるその保釈条件に関するホイラー判事の判決についての上訴を取り上げたことを通報した。大法廷は、三乗員が次の保釈条件により豪からの出国とスペインへの帰国を許可されることを命令した。

1 各上訴人は、保釈金の方法により次に掲げる額の現金を預託することを条件に保釈が認められる。

- (1) マニユエル・ペレス・リホ 九万五〇〇〇豪ドル
- (2) ホセ・マニユエル・ロホ・エイロア及びファン・マニユエル・ゴンサレス・フォルガル 各七万五〇〇〇豪ドル

2 各上訴人は、本命令の日から二二日以内にマドリードの豪大使館に次の物を引き渡す。

- (1) 旅券
- (2) 船員書類（免許証又は資格証を含む。）

3 各上訴人は、スペイン到着後、二二日以内にマドリードの豪大使館に、その後は一箇月ごとにマドリードの豪大使館又は同大使館が指定する領事官に報告を行う。

4 いずれの上訴人も、前二項の条件を遵守しなかった場合には、保釈金を没収される。

5 各上訴人は、本書添付の形式による保釈誓約を行う。

6 現在豪漁業管理局の保持する旅券及び船員書類は、各上訴人にスペインへの移動を許す本書添付の形式による保釈誓約の施行から二四時間以内に上訴人に返還される。

47 書記は、裁判所長の指示により、二〇〇二年二月一七日に、裁判所はこの通報に関して当事者が提出を望む所見又は追加の論評を二〇〇二年二月一八日まで受け取る用意があることを当事者に通報した。両当事者は、二〇〇二年二月一八日までに通信文を送付した。

48 ロシア代理人は、その通信文において次のような所見を表明した。

最高裁判所判決は、乗員の釈放に条約第七三条2の予定していない条件を加え、よって、我々の見解によれば、条約の規定から見て許容されないか不合理である。

かかる状況において、ロシアは、船舶及び乗員の釈放に不合理な保証金を課したとの申立を維持し、船舶及び乗員の釈放のための申立を完全に維持する。

49 書記は、裁判所の指示により、二〇〇二年二月八日に豪代理人に三乗員の現在の状態について追加情報を提供するように要請した。豪代理人は、二〇〇二年二月九日にフアクシミリにより、次の情報を提供した。

二〇〇二年二月七日、乗員はそれぞれ、ウエスタン・オーストラリア最高裁判所大法廷の定めた条件による保釈誓約書に署名した。

二〇〇二年二月八日、豪漁業管理局職員が乗員の旅券及び船員書類をその弁護人に返還した。弁護人は、乗員は二〇〇二年二月二〇日に豪を出発する予定であると職員に告げた。二〇〇二年二月十九日、乗員の訴訟代理人は豪連邦裁判所における手続中にこの事実を確認した。

乗員が署名した保釈誓約書の謄本が、この通信文に添付された。「リホ氏、エイロア氏及びフォルガルの三乗員は、二〇〇二年二月二〇日午後四時（現地時間）にシンガポール経由でマドリードに向けてパースを空路出発した」との豪代理人からのその後の通信が、二〇〇二年二月二一日に受信された。双方の通信文の謄本は、直ちにロシア代理人に送付された。

50 一九九一年漁業管理法第一〇六A条は、次のとおり定める。

違反に使用された物の没収

次の物は、連邦に没収される。

- (a) 次に掲げる規定のいずれかの違反に使用された外国船
  - (i) 第九五条2
  - (ii) 第九九条
  - (iii) 第一〇〇条
  - (iv) 第一〇〇A条
  - (v) 第一〇一条
  - (vi) 第一〇一A条
- (b) 第一〇一B条の違反に支援船（同条の定めるところによる。）として用いられた船
  - (i) (a)又は(b)という違反の際に同項にいう船の上にあったもの
    - (ii) 第九五条2又は第九九条、第一〇〇条、第一〇〇A条、第一〇一条、第一〇一A条若しくは第一〇一B条の違反に用いられたもの
- (c) 次の漁網、仕掛又は装備
  - (i) (a)又は(b)という違反の際に同項にいう船の上にあったもの
    - (ii) 第九五条2又は第九九条、第一〇〇条、第一〇〇A条、第一〇一条、第一〇一A条若しくは第一〇一B条の違反に用いられたもの
- (d) 魚類
  - (i) (a)又は(b)という違反の際に同項にいう船の上にあったもの
    - (ii) 第九五条2又は第九九条、第一〇〇条、第一〇〇A条、第一〇一条、第一〇一A条若しくは第一〇一B条の違反に係るもの

51 二〇〇二年五月二〇日に、ヴォルガ号船上で発見され

た漁獲物は、一九九一年漁業管理法の規定により、豪当局により一九三万二五七九豪ドル二八セントで売却された。

被告によれば、漁獲物は銀ムツ (Patagonian toothfish (*Dissostichus eleginoides*)) 一三二・四二二トン及び餌  
二一・四九四トンであった。漁獲物の売上金は、豪の各裁判所における法的手続の間、豪連邦検察庁により委託管理された。

52 二〇〇二年五月二一日、ヴォルガ号の船主は、一九九一年漁業管理法による船舶、魚類、漁網及び装備の没収を阻止するため豪連邦裁判所に訴を提起した。これらの手続は、未決である。

53 A F M A がヴォルガ号の釈放のために課せうとする案件の内容に関する船主の顧問の要請を受け、A F M A は、二〇〇二年七月二六日付書簡により次のように回答した。  
A F M A は、問題を考慮し、船舶の釈放のために総額三三三万二五〇〇豪ドルの保証が提供されることを要求することとなる。この保証額は、次の三つの要素に関して豪が合理的と考えるところに基づく。

- ― 船舶、燃料、機械油及び漁具
- ― ありうる罰金
- ― 法的手続終結までの完全に作動する V M S 「船舶モニター

ング・システム」の搭載及び C C A M L R (南極海洋生物資源保存委員会) 保存措置の遵守

[...] よって、当方は、下記に概略を示す情報の個別の確認を可能とする書式での提供を要請する。

― 船舶の究極的利益保有者 (オルベルスの親会社の名称を含む)。

― オルベルス及びオルベルスの親会社の責任者の氏名及び国籍

― 船舶運航の管理責任者の氏名、国籍及び所在地

― 船舶の保険者

― 存在する場合には、船舶の融資者

54 二〇〇二年八月二六日付ファクシミリにより、船主の顧問は、A F M A に次のことを通報した。

A F M A は、船舶の釈放のために三三三万二五〇〇豪ドルの保証を求め、他の釈放条件を課した。当方の依頼人は、A F M A により求められた額の保証を預託する準備はなく、A F M A が釈放に付した特別の条件が合理的であることに合意しない。

[...] かかる事情において、当方の依頼人は、船舶に銀行保証又は無条件保証による五〇万豪ドルの保証を提供することに合意するであろう。

**管轄権及び受理可能性**

55 裁判所は最初に、裁判所が申立てを受理する管轄権を有するか否かそして申立が許容されるか否かの問題についての検討する。条約第二九二条は、次のとおり定める。

**第二九二条 船舶及び乗組員の速やかな釈放**

1 締約国の当局が他の締約国を旗国とする船舶を抑留した場合において、合理的な保証金の支払又は合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶及びその乗組員を速やかに釈放するというこの条約の規定を抑留した国が遵守しなかったと主張されているときは、釈放の問題については、紛争当事者が合意する裁判所に付託することができる。抑留のときから十日以内に紛争当事者が合意しない場合には、釈放の問題については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、抑留した国が第二百八十七条の規定によって受け入れている裁判所又は国際海洋法裁判所に付託することができる。

2 釈放に係る申立てについては、船舶の旗国又はこれに代わるものに限って行うことができる。

3 裁判所は、遅滞なく釈放に係る申立てを取り扱うものとし、釈放の問題のみを取り扱う。ただし、適当な国内の裁判所に係属する船舶又はその所有者若しくは乗組員に対する事件の本案には、影響を及ぼさない。抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員をいつでも釈放することができる。

4 裁判所によって決定された保証金が支払われ又は裁判所

によって決定された他の金銭上の保証が提供された場合には、抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員の釈放についての当該裁判所の決定に速やかに従う。

56 管轄権に関する限り、裁判所は、被告が裁判所の管轄権を争っていないことに注目する。ロシア及び豪はともに条約締約国である。ロシアは一九九七年三月一二日に条約を批准し、条約はロシアについて一九九七年四月一日に効力を発生した。豪は一九九四年一〇月五日に条約を批准し、条約は豪について一九九四年一月一六日に効力を発生した。ロシアのヴォルガ号の旗国としての地位は、争われていない。当事者は、抑留のときから一〇日以内に抑留からの釈放の問題を別の裁判所に付託することを合意していない。申立ては、条約第二九二条２の規定に従いロシアに代わって適正に行われた。申立ては、規則第一一〇条及び第一一一条の要件を満たしている。

57 以上の理由により、裁判所は本件を審理する管轄権を有すると認定する。

58 許容性に関して、原告は、被告の定めた保証金がすべての事情から不合理であるため、被告が条約第七三条２の船舶及びその乗員の速やかな釈放の規定に従っていないと主張する。被告は、条約第七三条２の不遵守の主張を争い、

被告が船舶及び乗員の積放のために設定した保証金は合理的であると主張する。しかしながら、被告は申立が条約第二九二条の下で許容されることを認める。

59 原告の主張は、被告が条約第七三二条を遵守していないことである。これは、条約第二九二条にいう「合理的な保証金の支払又は他の合理的な保証の提供の後の船舶及びその乗組員の速やかな積放のための」条約の規定の一つである。よって、裁判所は、申立は許容されると認定する。

#### 条約第七三二条 2 の不遵守

60 原告は、合理的な保証金又は保証の提供後の三乗員及び船舶の速やかな積放に関する条約第七三二条 2 を遵守していないと主張する。この主張を支持して、原告は、被告が船舶及び三乗員の積放のために、条約第七三二条 2 により許容されていないか又は同条に照らして不合理な条件を課したと主張する。

61 被告は、ヴォルガ号の積放のために定めた保証金は、ヴォルガ号、その燃料、機械油及び漁具の価値、違反の重大性及びありうべき刑罰、違法漁業に対する国際的関心の程度並びに国内手続が完了するまでの間の豪法令及び国際的義務の遵守を確保する必要に鑑みて、合理的であると主

張する。被告は、乗員の積放のために豪の定めた保証金も合理的であると主張する。

62 裁判所は、条約第二九二条の下で船舶又はその乗員の積放のために当事者が定めた保証金が合理的であるか否かの評価を求められた際、条約及び条約に反しない国際法の他の規則を適用しなければならない。

63 これまでの判決において、裁判所は、条約第二九二条による船舶又は乗員の積放のための合理的な保証金の評価にあたって考慮すべき要因をいくつか示した。カモコ号事件において、裁判所は、保証金又は他の金銭上の保証の合理性の評価に関連する要因を次のように示した。

裁判所は、保証金又は他の金銭上の保証の合理性の評価にはいくつかの要因が関連すると思料する。そこには、嫌疑のある犯罪の重大性、抑留国の法律上科される又は科されうる刑罰、抑留された船舶及び押取された積荷の価値、抑留国が課した保証金の額及び形式が含まれる。(二〇〇〇年二月七日判決、第 67 項)

64 モンテ・コンフルコ号事件において、裁判所は、この言明を確認するとともに、「これは、決して要素の完全な列挙ではない。また、裁判所は、これらの要素のそれぞれに与えられるべき精確なウエイトについて厳格な規則を

定めようとするものでもない。」(二〇〇〇年二月十八日判決、第76項)と付け加えた。

65 裁判所は、被告が定めた保証金が条約の文言から見て合理的であるか否かの決定を求められる。モンテ・コンフュルコ号事件において、述べたように、

条約第二九二条の目的は、船舶とその乗組員が速やかに釈放される旗国の利益を抑留国の法廷への船長の出廷と罰金の納付を確保する抑留国の利益と調整することにある。

条約第七三條及び第二九二條から現れる利益のバランスは、裁判所が保証金の合理性を評価する際の指導基準をもたらす[一:](二〇〇〇年二月十八日、第71、72項)

保証金又は他の保証の合理性を評価するにあたり、個別具体的な事件のすべての事情を考慮しつつ、抑留国の定めた保証金又は保証の条件に妥当な考慮を払わなければならない。

66 裁判所は、ここで様々な要素の本案への適用を取り扱う。

67 最初に、本件において犯されたと主張される違法行為の重大性を扱えば、犯行は排他的漁業水域の漁業資源保存に関連することが注目される。被告は、豪法上のありうべき刑罰は、犯行の重大な性質を示すと主張し、その主張を船舶及びその乗員釈放のために定めた保証金が合理的であるとの主張を支持する。被告は、南極海洋生物資源保存条

約(CCAMLR)の適用水域において続発する違法漁業は、銀ムツ資源の重大な枯渇をもたらしており、国際関心事になっていることを指摘した。裁判所に、「南氷洋における継続的違法漁業の重大な問題」並びにこのことが漁業資源の保存及び環境の生態学的なバランスに与える危険を考慮するよう求めた。被告によれば、この問題とそれが喚起した国際的憂慮は、その法律に規定される刑罰並びにその法律違反を問われた際に船舶及び乗員の釈放のために課した高額の保証金を含めて、被告がとった措置に適切な正當化を与える。

68 裁判所は、被告の申立を記録にとどめる。裁判所は、違法、無規制及び無報告の漁業に関する国際的憂慮を理解し、問題を処理するためにCCAMLR締約国を含む諸国がとった措置の背後にある目的を評価する。

69 しかしながら、裁判所は、本件手続において裁判所が求められているのは条約第二九二条の文言から見て、被告の定めた保証金が合理的であるか否かの評価であることを強調しなければならない。条約第二九二条に規定された手続の目的は、抑留国の裁判所における司法手続の完了を待つ間、合理的な保証金の提供により船舶及び乗員の速やかな釈放を確保することである。評価に際して考慮されるべ

き要素には、被告の法律上、嫌疑のある違反に科されうる刑罰がある。裁判所が嫌疑のある違反の重大性を評価することができているのは、この刑罰についてである。被告は、乗員が問われている違反に関してその法律に規定されている刑罰は重いことを指摘した。原告は、嫌疑の違反が豪法上重大であることを否定しない。

70 豪法によれば、ヴォルガ号の三人の高級船員に最大限科されうる罰金の総額は一一〇万豪ドルであり、船舶、その装備及び船上の魚は没収に服する。

71 船舶及び積載物の価値について当事者間に紛争はない。船舶は一〇〇万米ドル(約一八〇万豪ドル)と評価され、燃料、機械油及び装備は一四万七四六〇豪ドルに相当する。船上の漁獲物と餌は、豪当局により一九三万二五七九、二八豪ドルで売却された。

72 被告が求める保証金は、三三三万二五〇〇豪ドルである。これは、次の三の構成要素から成っている。

- 船舶、燃料、機械油及び漁具(一九二万豪ドル)
- 係属中の乗員に対する刑事手続において科される潜在的罰金の支払いを確保する額(四一万二五〇〇豪ドル)
- 完全に作動するVMSの搭載及びCCAMLR保存措置の遵守に関する保証(一〇〇万豪ドル)

73 裁判所の見解によれば、被告が船舶積放のために求め、当事者間で争われていない、船舶、燃料、機械油及び漁具の総額に相当する一九二万豪ドルは、条約第二九二条の文から合理的である。

74 ウェスタン・オーストラリア最高裁判所による三乗員の上訴の受理及びその豪出国を受けて、裁判所は、三乗員に関する保証金の賦課は現実的な目的に資することはないと考える。裁判所は、ウェスタン・オーストラリア最高裁判所が三乗員の豪出国の許可のために定めた保釈条件に関する原告の論評を記録にとどめた。裁判所は、本件の事情において、原告により提起された争点を処理することが必要であるとは考えない。

75 保証金を要求する以外に、被告は、船舶の積放にVMSの搭載及びその当局への船舶の所有者と最終的な利益保有者の詳細に関する情報の提供という二つの条件を課した。被告は、VMSの搭載は船舶積放後からの違法操業を防止するために必要であると主張する。被告はさらに、保証金の支払は重要な双方行為であるため、この処理がなされるべき相手方を知る資格があると論じる。原告は、保証金又は金銭的な意味における保証の提供に関わる条件のみが課されうるのであるから、かかる条件は第七三条2及び条約

全般に根拠をもたないと論じる。

76 裁判所の見解によれば、本件手続において、沿岸国が条約による主権的権利を行使してかかる条件を課す権利があるか否かを考慮するのは適当でない。この手続では、決定されるべき問題は、条約第七三条2にいう「保証金又は他の保証」がかかる条件を含みうるか否かである。

77 条約第七三条2に定められた「保証金又は他の保証」の表現を解釈するにあたり、裁判所は、この表現はその文脈において並びにその趣旨及び目的に照らして見られなければならないと考える。関連する文脈には、保証金又は保証の提供による船舶及び乗員の速やかな積放に関する条約規定が含まれる。これらの規定とは、第二九二条、第二二〇条7及び第二二六条1(b)である。これらは、「保証金又は他の金銭上の保証」及び「保証金の支払い又は他の適当な金銭上の保証の提供」の表現を用いる。この文脈で見ると、第七三条2の「保証金又は他の保証」の表現は、裁判所の見解によれば、保証金又は金銭的性質の保証を指すと解釈されるべきものである。裁判所はまた、この文脈において、条約は、保証金又は他の金銭上の保証への追加的条約を予定するときには、そのことを明示的に述べるとの見解を有する。すなわち、条約第二二六条1(c)は、「海洋環

境に対し不当に損害を与えるおそれがある場合には、船舶の堪航性に関する適用のある国際的な規則及び基準の適用を妨げることなく、船舶の積放を拒否することができ又は最寄りの修繕のための適当な場所への航行を積放の条件とすることができ」と定める。このことから、金銭的なもの以外の条件は、条約第七三条2の主張される違反に関して条約第二九二条の適用上保証金又は他の金銭上の保証の構成要素とは考えられないことになる。第七三条2の趣旨及び目的は、条約第二九二条とあわせ読んだ場合、その合理性が金銭上の観点で評価される金銭的性質の保証の提供により漁業違反の嫌疑で拿捕された船舶及び乗員の速やかな積放を得るためのメカニズムを旗国に提供することであることを損なうこととなる。

78 被告は、ヴォルカ号及びその乗員の積放を得るための保証の一部として、所有者による一〇〇万豪ドルの支払を要求した。被告によれば、この額の目的は、法的手続が終了するまでの間における完全に作動するモニタリングシステムの搭載及び南極海洋生物資源保存委員会の保存措置の遵守を保証することである。被告は、この保証の構成要素は、「ヴォルカ号が、国内の法的手続の終結までの間、豪

法及び豪が参加する関連条約を遵守すること」、「没収手続が完了するまでは、許可があるか又は無害通航目的である場合を除き、豪の領水に進入」しないこと並びに船舶が「さらに犯罪を犯すために用いられることのない」よう確保することである。

79 裁判所は、条約第二九二条による手続の枠組みにおいて、被告が「善良な行動のための保証」と呼ぶもののような条件の付加が排他的経済水域における沿岸国の主権的権利の正当な行使であるか否かについて態度を明らかにすることはできない。決定されるべき問題点は、「善良な行動のための保証」が条約第二九二条及び第七三條の文言の意味における保証金又は保証であるか否かである。

80 裁判所は、条約第七三條が抑留国の法律に違反したとして「拿捕された」船舶の釈放のための保証金又は保証であることに注目する。第七三條は全体として犯されたとされる沿岸国法令の違反に関する執行措置を想定していることと読むことができる。裁判所の見解によれば、沿岸国法令の将来の違反を予防するための「善良な行動の保証」は、条約第二九二条とあわせ読んだ第七三條が意味する範囲の保証金又は保証と考えることはできない。

81 原告は、裁判所に本案の検討を求めるわけではないこ

とを明確にしながらも、いかなる保証金の合理性の評価に際しても、裁判所は公海上での船舶の拿捕という事情を考慮するべきであると主張した。

82 被告は、その見解では、原告は裁判所に「明らかにヴォルガ号の拿捕に関連して被告により脅かされる手続の本案を予断するよう求めている」ため、このことは裁判所による考慮の対象の事項ではないと主張する。

83 裁判所の見解によれば、第32項ないし第33項に述べたヴォルガ号の拿捕の状況に関する事項は、条約第二九二条による速やかな釈放のための本件手続には、関連性を有しない。よって、裁判所は、保証金の合理性を評価するにあたりヴォルガ号の拿捕の状況を考慮することはできない。

84 拿捕の時点においてヴォルガ号の船上にあった魚類及び餌は、豪当局により売却された。被告によれば、売上金は乗員に対する手続の最終結果を待つ間保管されている。原告は、裁判所に漁獲物の売上金を船舶及びその乗員の釈放のために所有者が提供した保証として扱うよう求めた。しかしながら、被告は、魚類は豪法上没収に服するため、魚類及びその売上金のいずれも所有者による保証として扱われてはならないと主張する。

85 豪の法律によれば、ヴォルガ号の船上の魚類は、国内

裁判所が被告のE E Z内で違法に漁獲されたと認定した場合には、没収に服する。しかしながら、被告は、国内裁判所が魚類は豪E E Z内で漁獲されていないと結論する場合には、販売代金を船主に返還する義務を負う。実際に、船舶燃料、機械油、船上の装備のすべてが、被告が国内裁判所の終局判決が完全に執行されうることを保証するために要する保証を構成する。しかしながら、条約第二九二条の適用上の保証金又は他の金銭上の保証は、船舶に豪かもつ潜在的権利及び乗員に対するありうべき罰金の完全な保護を確保するためにのみ必要とされる。かかる保証金は、豪が販売代金を保有していることから、漁獲物に対しては必要ではない。

86 漁獲物の販売代金は、被告に対する保証の現れであるが、船舶及び乗員の積放のために設定されるべき保証金には関連性を有しない。従って、本件において、これを保証金に含めるか否かの問題は、生じない。

87 しかしながら、裁判所は、漁獲物の販売代金が船舶、その所有者又はその乗員に対する適当な国内裁判所における事件の本案に関する終局判決次第で、場合により、被告により保持されるか又は原告に返還される総額に含まれていることを強調する。

88 以上の考慮に基づき、かつ、本件の事情全体を考慮して、裁判所は、豪により求められた保証金は条約第二九二条の意味において合理的でないと思料する。

89 以上の理由により、裁判所は、条約第七三条2の不遵守の主張に関して申立は本手続の適用上十分に根拠があり、よって、豪は裁判所の決定する保証金又は他の金銭上の保証の提供の後、ヴォルガ号を速やかに積放しなければならぬと認定する。

保証金又は他の金銭上の保証の金額と形式

90 以上の考慮に基づき、裁判所は、ヴォルガ号、燃料、機械油及び漁具の積放のための保証金は、総額一九二万豪ドルであるべきであるとの見解を有する。

91 裁判所が命じることのできる保証金又は金銭上の保証の形式に関し、原告は、銀行引受 (bank undertaking) が裁判所規則第一一三条2により命令する権限を有する保証の適当な形式であると申し立てる。

92 被告は、保証の適当な形式は豪当局により保管される現金の支払か又は豪の銀行による銀行保証であると申し立てる。

93 裁判所は、保証金又は他の保証は、当事者が別段の合

意を行わない限り、豪に所在するか又は豪銀行と提携のある銀行からの銀行保証の形式であるべきであるとの見解を有する。

#### 費用

94 規程第三四条に定めるところにより、裁判所における手続の費用に関する規則は、裁判所が別段の決定を行わない限り、当事者が各自の費用を負担することである。本件において、裁判所は、当事者が各自の費用を負担するとの一般原則に離反する必要を認めない。

#### 主文

95 以上の理由により、

裁判所は、

- (1) 全員一致で、  
裁判所は、条約第二九二条に基づき二〇〇二年一月二日にロシアによって行われた申立てを受理する管轄権を有すると認定する。
- (2) 全員一致で、

条約第七三条2の不遵守の主張に関する申立は、許容されると認定する。

(3) 一九票対二票で、

被告は船舶又はその乗員の合理的な保証金の支払又は他の合理的な金銭上の保証の提供による速やかな釈放のための条約の規定を遵守していないとの原告が行った主張は、十分に根拠があると認定する。

賛成・ネルソンン裁判所所長、ウカス裁判所次長、カミノス、マロッタ・タンジェル、ヤンコフ、山本、カロトキン、バク、バメラ・エンゴ、メンサ、チャンドラセカラ・ラオ、アクル、ヴォルフム、トレヴェス、マルシット、ンディアエ、ジーザス、バラー及びコックト各裁判官

反対・アンダーソン裁判官、シェアラ特任裁判官

(4) 一九票対二票で、

豪は、ヴォルガ号を裁判所の定める保証金の支払又は他の保証の提供により速やかに釈放しなければならないと決定する。

- (5) 一九票対二票で、  
列挙を省略する。)

保証金又は他の保証は、豪に提供される一九二万豪ドルと決定する。

〔賛成及び反対の裁判官は上記(3)と同一なので、氏名の列挙を省略する。〕

(6) 全員一致で、

保証は、豪に所在するか若しくは豪銀行と提携する銀行からの銀行保証又は当事者が合意する場合には他のいづれかの形式としなければならないと決定する。

(7) 全員一致で、

当事者は、各自の費用を負担しなければならないと決定する。

二〇〇二年一月二三日に自由ハンザ都市ハンブルグにて英語及び仏語(等しく正文)により三部作成し、一部を裁判所文書保管室に保存し、他をそれぞれロシア連邦政府及びオーストラリア政府に送付する。

〔裁判所規則第一二五条2により付与された権限を行  
使して、ヴカス裁判所次長及びマルシット裁判官が  
各々宣言を、判事裁判所規程第三〇条3により付与  
された権利を行使して、コット裁判官が分離意見を、

アンターソン裁判官及びシェアラ特別選任裁判官が反対意見を表明して、判決に添付した。〕